市民との意見交換会・報告書（分野別意見交換会）

相手先　：会津若松市まちづくり市民会議	開催日時：平成27年5月26日（火）　　19時00分　～　21時10分
担当班　：政策討論会第１分科会（出席議員）土屋隆 委員長、松崎新 副委員長、成田眞一、渡部認、坂内和彦、目黒章三郎、田澤豊彦	
開催場所：生涯学習総合センター　研修室１	
参加人数：１９名（うち、まちづくり市民会議事務局　３名）	

○　テーマでの意見交換について　　→　１．自治基本条例の必要性　及び　条例案作成への市民の係わり方

市民の発言内容	議会（議員）の発言内容	処理状況		
		分類	番号	対応
	議会基本条例が平成20年に制定された。 自治基本条例の研究のため飯田市に行ってきた。 議会基本条例の検討、自治基本条例の取り組みは、当時は斬新であった。 まちづくり市民会議のメンバーとして自治基本条例の策定・制定に向けて鋭意、調査研究を行っておられることに敬意を表したい。			
市民会議では、前段の市民学習会で自分たちのまちの課題を解決する、まちの理想像についての話し合いを行ってきた。 課題解決には、人と人との協力、市民がまちづくりに係わることが重要である。 それぞれの地域のコミュニティーの強化、人と人とのつながりの強化のためにはどのようにするのかという手段として自治基本条例がある。 活動の基盤としての条例が必要であり、まちづくりを教えあう、まちづくりの基本となる条例が必要である。				
条例の必要性について、第１部会では自治基本条例は約300の自治体で条例化されており、条例の必要性は感じている。市民が中心となって条例がつくられれば市民の条例になる。 一番の懸念は、つくっただけで終わることで、条例を活用できる内容を望む。講師を呼んで講演会的なことを行ってきたが、先進地調査など実際に行って体験したいと考えてきたが、その機会はなかった。 条例は市民のための行政になるために必要である。				

	議会の方向性とも一致していると考える。			
	第１分科会として意見の集約の結果、まちづくりの基本的な考え方、基本ルールを定める自治基本条例は必要である、必要でないとの両論があった。 条例がなくても住民が不幸になるものではないとの意見もあり、必要、必ずしも必要ではないという、この差を埋めて行くことが課題である。			
	議会の中で、政策討論会の全体会を行った。 自治基本条例については議員の中でも温度差がある。			
自治基本条例の必要性について、長期総合計画策定のための手続き条例的になってしまってはいないか。 市民が主体となってものごとをつくっていく、その基礎的な部分を体系化した条例であるべきではないか。 手続き条例ではなく、まちづくりの「地図」としての意味合いがある。条例制定後の道筋を示すためのものだと考える。				
	ニセコ町のように、まちづくり基本条例を育てる条例としていくべきと考える。 最初から全てを盛り込んで制定するのでなく、可能性のあるところから制定する、制定以降に育てていくことが現実的であると考える。			
育てる条例は同感である。 上越市の条例制定の事例を学んだ。条例をつくる過程の中で、市民の中に条例がどのようなものであるかを浸透させることが重要であると考える。それが形となって表れるものが条例である。多くの市民と考えること、市民が主体となりかかわること、伝えて育てることが重要である。 様々なアプローチの仕方があると思う。				

	議会基本条例を制定する過程でも、議会とは何か議員とは何かから始めた。条例をつくって終わりではない。つくる過程で学んでいくことが重要である。			
	条例をつくり上げる過程で何を学ぶのか。 ここ数年、地方分権、地域主権という言葉が出てきている。本当の意味での地域主権は、難しい。 地方政府の概念が必要であり、その概念を身につけていく点でも、条例を守り育てる中で学んでいくことが重要である。			
条例をつくる過程の中で市民を巻き込むことが重要である。市民の中でも温度差がある。自治基本条例を知らない方がほとんどである。懇談会を進めながら一歩ずつ進める。一緒につくることを提示する。市民が一緒につくることを共有する。条例ありきではなく、市民に当事者としての意識を持ってもらう過程が重要である。 必ずしも必要ではないとの意見もあるが、幸福は人それぞれであり、そのためにもよりよい条例をつくる必要がある。				
	水面に石を投げれば波紋が広がるように、その石が自治基本条例である。その条例をつくる過程での問いかけが重要であり、つくったあとも不都合があれば手直しをする。 その中でまちづくりを考える有効なツールとして位置づければよい。			

○　テーマでの意見交換について　　→　２．最高規範性の規定

市民の発言内容	議会（議員）の発言内容	処理状況		
		分類	番号	対応
	自治基本条例は、さまざまな条例を総合的、体系的に示すものであり、実質的には自治体運営の基本となる条例であることから、条例に「最高規範性」の文言を書き込むことにはとらわれないと考えている。			
	市民会議の考え方についてはいかがか。			
第１部会では、基本条例とするのであれば、全ての条例の基本となるものである。住民が参加してはじめて効力を発揮するものである。 基本になるものであるならば、最高規範性を盛り込んだほうがはっきりする。				
	最高規範性については、議会基本条例の制定の際にも議論したが、基本条例をツールとしてまちづくり、政策に生かし、市民の意見を聞いていく。 自治基本条例の大きな論点は、まちづくりのツールとするのが目的である。 条例が最高規範性を持つものと広く認識された後でもよいのではないか、ということである。			
	最高規範性について条例の上下論、入口で議論するよりも目的に向けて「実」を取るべきとの考えである。			
はじめが肝心である。基本となるものであるから、はっきりすべきである。条例で基本をつくる。育てるという考えももっともであるが、逆に基本となるべき部分がなければ、先に進まないのではないかと考える。				

市民会議の中では第１部会が検討してきた。その後全体で議論してきた経過にある。他の部会の意見としては、最高規範性という文言を使う気持ちはあるが、最高規範を使うことで市民の中で齟齬が生まれる、誤解が生じるのではないかとの意見もあった。				
	神原先生の考え方では、条例制定後、10年程度経った時点で、市民に定着した中で住民投票により最高規範性について問う方法もあるとのことであった。			
今の住民投票について教えてほしい。				
	市民に認知されてから、馴染んでから住民投票で最高規範性を問うことも出来るということである。			
	最高規範性の根拠は何か、自治基本条例と住民投票との関係の整理も必要である。 「最高規範性」という言葉は軽々しく使えないという考えである。			
	最高規範性は文言としては入れなくてもよいとの考えである。 情報公開条例は地方自治法で規定されていないものをつくった。住民参加条例、総合計画条例などのさまざまな条例の根幹となるのが自治基本条例である。そのことから最高規範性を文言に入れなくても「最高規範性を有する」ということである。			
部会の中でも、「基本条例」に含まれるため入れなくても良いとの意見はあった。最終的には市民が決めることである。市民にいかに理解してもらうかが重要である。				
全体会の中では、この条例は普段は意識しないが個別の条例をつくる時などに立ちかえる基本となる条例であることから、そのための最高規範ではないのか、との考えがあった。				

地方自治総合研究所の辻山先生の講義では、課題解決のためのツールとして政府や議会ができた。 根幹は市民である。「最高」という文言を入れる、入れないは、市民会議、議会が決めることでないと考える。				
このような会議に初めてかかわったが、わかりにくい言葉が多い。わかりやすい条例であるべきである。 最高規範性という言葉からは１番２番と上下を決めてしまわないか。言い回しとして別の言葉を使えないか。 市民が聞きなれない、理解しにくい部分を誤解が生じないように、誰にもでも受け入れられる言葉にしていくことも現実的な条例としては重要であると考える。				
条例をつくる、勉強のために参加した。 第１部会に所属しているが、最高規範の文言が入っているほうが基本条例の形として良いと思う部分もある。				
	自治基本条例は自治体運営の基本となる条例であり、市の個別条例との関係を体系的に考える必要がある。			
条例は最終的に議会によって議決されるので、説明責任も求められると思う。				

○　テーマでの意見交換について　　→　３．市民の定義

市民の発言内容	議会（議員）の発言内容	処理状況		
		分類	番号	対応
	はじめのころの自治基本条例では市民の概念があいまいである。通勤・通学者や外国人についての議論はあったのか。			
	まちづくりの主体となるもの「市民」と参加するもの「市民等」を区分すべきである。議会としては、埼玉県三郷市の例を参考とした。			
第１部会でも市民の定義はもめたが、市民と市民等に分ける発想はなかった。 住所を置くものを基本とすべきとの意見と、市内の企業や学校に通うものも市民とすべきとの意見があった。現時点の結論としては、住民登録だけではなく、本市に関連する方も市民に含めるべきとまとまってきた。 今お聞きした議会側の定義については、改めて部会の中で議論したい。				
	外国人の位置づけについては議論されたか。			
話には出たが、深くは議論していない。基本的には入れる方向との考え方である。				
	本市には会津大学の関係者や企業の方などの外国人もいる。いずれ帰国される方もおり、議論すべきでないかと考えてきた。			
定住している方、嫁いで来た方もおり、住民票を持っている。会津に長くいる方もいる。我々と違う視点を持っている。外国人だからといって区別するのではなく、同じ扱いをすべきと考える。				

第３部会でも検討した。 市内でも600名弱の外国人の方が住民登録されている。自治基本条例には国際交流の検討項目もある。定住権を持っている外国人については、市民として認めるべきとの意見が出た。 「市民」「市民等」とする議会の考え方はよいと思う。 住民投票の問題が出てきたときに、外国人も含む住所を持つもの、通勤・通学者の取り扱いについては改めて区別すべきである。				
自分は会津坂下町に通勤しているが、会津坂下町の町民と同じ権利を持つとなれば、自分としては違和感を感じる。				
	義務と権利について整理が必要である。防災と福祉については、外国人だからといって除外できないだろうと認識している。 「市民」「市民等」の言い分けでうまく切り分けができるのではないかと考える。			

○　テーマでの意見交換について　　→　４．行政と住民の役割分担　及び　都市内分権

市民の発言内容	議会（議員）の発言内容	処理状況		
		分類	番号	対応
	都市内分権については上越市への視察を行った。平成16、17年の合併を経験し、昭和の合併の検証も必要との問題意識を持っている。			
	都市内分権については、どのような考えか。			
第４部会で議論したが、非常に難しかった。まとめるところまで行かなかった。 部会の４月15日の資料でも、難しいとの記載がある。地域の受け皿がないと成り立たないが、行政主導では反発がある。いかに地域住民のやる気が出るかが大切である。若者の参加をいかに促すかも重要である。 全市一律は難しい。地域性、合併の問題もある。自分も旧高野村であるが、苦労を聞いているが解らないことがある。組み合わせが難しい。産業構造も変わるので10年後の見直しという視点も必要である。縦貫道路の建設と水田の基盤整備の問題を考えても難しい。				
地区割りについて、議会の考えはどうか。				
	昭和・平成の合併の旧町村単位を基本とし、旧若松市は地域の意見を取り入れるべきとの考えである。			

地域の枠組み、生活スタイル、住民構成などの判断をしながら地区割りをする必要がある。 地区の誰が音頭を取るのか、昔の地区割りでスタートしてよいのか、地域の方が手を上げるのか、といった課題がある。 旧町村単位では、現在の実態と合っていない面もある。 地区割りを真剣に考えないと、形骸化してしまうと感じている。				
まったくその通りである。 町北、高野は、磐越道や縦貫道路で線が引かれ、農家を守る方、土地が売れる方それぞれの思いがあった。 都市内分権の考えをどのように当てはめるのか、社会構造の変化と人口の問題、産業構造、地理的なものも考慮する必要がある。				
	形骸化については、本当に機能するかが課題である。挑戦的に行っているところもあるが、計画倒れになっているところも多いのではないか。 どのように区割りをするのか、住民の自主的な取り組みだけでは難しい。市や公民館など公的な部分がある程度サポートすべきと考える。			
自分は区長は３年目だが、早く終わりたい人が多い。果たしてそのような中で地域内分権が進むのか。やりたい人がいないために、高齢者が長くやっている例もある。				
	平成の合併、地域づくり委員会の視点からはどうか。			

都市内分権した場合に誰がやるのか。区長も限られた人になっている。北会津では区長の７割が１年で辞めてしまう。 上越市の例では公選で行っている、人を作っている。地域づくりは人づくりである。私がやるという人を引き出すのもこの条例であると考える。 人づくりができないと都市内分権は難しい。				
	地域によって温度差があり、全市一斉に進めるのは難しい。			
	地域を担うのは、各種団体連絡協議会のような組織に公募の市民を加える形がよいとの考えをまとめた。			
団体・協議会がありすぎてわからない。 地区割りについても学校単位、地域包括支援センター単位、町内会単位などさまざまである。 基本条例は憲法である。 情報公開のあり方も含め、都市内分権は必要である。				
上越市の事例では区長も議員も必要なくなるとの懸念があった。その後訪問した時には活発に動いている地区もあった。 現在は審議員の定数割れが出ている。やはり人材がいない。一本釣りしている地区もある。				
都市内分権がどのように働いてくるのか、勉強したいと考えている。 市民に密着したサービスにつながる認識はあるが、決められてしまいすぎて自由に身動きができなくなる面もあるのではないかと感じる部分がある。 どの地区でも若い人が参加しない、参加が難しいとの話が多いが、関心を持っている人もいるので、少しずつ拾っていくしかない。 単純にボランティアだけではなく、多少の謝金等の考えも必要ではないか。				

	地域内分権の問題がなぜ出てきたのか。地域特有の課題を解決するためには、地域に権限と財源を与えられれば、よりスピード感を持って進められる。そのため都市内分権が必要であるとの考えとなった。 都市内分権の制度は作っても、全市一斉にスタートは難しい。 旧北会津村時代の意思決定と比べ、今の意思決定は時間がかかる、こんなはずではなかったという話も聞く。			
会津の起点は農業である。水が来ないと農作物が出来ない。そのために「結」があり周辺の助け合いがなければ米づくりが出来ない時代であったが、その形態が崩れてきた。少し過去に戻って見直すことが必要になったのではないか。				
	歴史、文化、風土、属性の違いが合併により出てきた。その中で全市一律でよいのかという議論になった。 市民との意見交換会は問題発見のために実施している。そこでの気付きがある。 地域も同じである。道路や側溝、消防、防災は地域に任せてもらったほうが早いとの話がある。 都市内分権では誰がやるのか、核になる人材は公務員がやるしかない。 地域内の課題をどのようにスピードアップして解決するのかの視点が、都市内分権の考え方である。			